

資料1\_法人住民税WT 全国意見照会への対応方針(案)

1冊(2冊(3.登録4.その他

Table with columns for project ID, title, status, etc. Rows 320, 779, 4305, 4734, 4907, 5762, 2951. Contains detailed administrative and tax-related information.





















4322	3.1.5.	更正入力処理	債権目録の取扱いについては、更正決定の最終結果を管理するために、債権目録の作成・更新の整合性を図ること。法人の申請書画面面上で更正決定の取消履歴が閲覧できること。				債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	1050	5	B : 要検討	【要件修正】 #3.1.5. 更正入力処理 変更前：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 変更後：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 【要件修正の考え方】 債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	9	0	0	0	反映する	了済の取扱いで、反映します。	#3.1.5. 更正入力処理 債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。
3304	3.1.6.	決定処理	更正決定と同様の入力機能で、決定処理を行うこと。決定額と債権利率をもとに自動計算できること。			決定処理と同様に、債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	3304	3	D : 反映しない	【要件修正】 #3.1.6. 決定処理 変更前：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 変更後：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 【要件修正の考え方】 債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	6	0	0	2	反映しない	更正決定は、機能として動作しなかった場合は機能しない。機能として動作した場合は機能する。また、機能として動作した場合は機能する。また、機能として動作した場合は機能する。	【主な機能】 -法人間の更正事由の発生による -債権目録の更新 -債権目録の更新 -債権目録の更新	
5721	3.1.7	更正決定決定・通知動作 成	更正・決定処理機能、更正・決定決定機能を実行できること。更正対象法人一覧表出力できること。			更正・決定処理機能、更正・決定決定機能を実行できること。更正対象法人一覧表出力できること。		0	E : 保留-その他		※画面No.1372の内容を踏まえて再入力。	4	0	0	2	要検討		
3306	3.1.7.	更正決定決定・通知動作 成	更正・決定処理機能、更正・決定決定機能を実行できること。更正対象法人一覧表出力できること。また、再実行可能なこと。			更正・決定処理機能、更正・決定決定機能を実行できること。更正対象法人一覧表出力できること。また、再実行可能なこと。		0	A : 仕様反映	【要件修正】 #3.1.7. 更正決定決定・通知動作成 変更前：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 変更後：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 【要件修正の考え方】 債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	8	0	0	0	反映する	了済の取扱いで、反映します。	修正決定決定機能、更正・決定決定機能を実行できること。また、再実行可能なこと。また、再実行可能なこと。また、再実行可能なこと。	
3855	4.1.1.	未申出法人抽出	申請区分毎に未申出法人を抽出できること。			申請区分毎に未申出法人を抽出できること。		0	A : 仕様反映	【要件修正】 #4.1.1. 未申出法人抽出 変更前：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 変更後：債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。 【要件修正の考え方】 債権目録の作成・更新は、その内容の誤りや重複性を防止する目的で、権利の帰属を再決定し、再入力する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。また、権利の帰属を再決定する際には、権利の帰属を再決定する必要がある。	8	0	0	0	反映する	了済の取扱いで、反映します。	#4.1.1. 未申出法人抽出 申請区分毎に未申出法人を抽出できること。また、再実行可能なこと。また、再実行可能なこと。また、再実行可能なこと。	
39	4.1.2	申請勧奨通知	申請してはならない債権目録を指定して、その期間に申請義務がある申請者がいない場合に、申請勧奨通知（未申請勧奨通知）を一括で出力できること。法人を指定して期間での申請勧奨通知の発行ができること。			申請してはならない債権目録を指定して、その期間に申請義務がある申請者がいない場合に、申請勧奨通知（未申請勧奨通知）を一括で出力できること。法人を指定して期間での申請勧奨通知の発行ができること。		39	18	A : 仕様反映	申請してはならない債権目録を指定して、その期間に申請義務がある申請者がいない場合に、申請勧奨通知（未申請勧奨通知）を一括で出力できること。法人を指定して期間での申請勧奨通知の発行ができること。	8	0	0	0	反映する	了済の取扱いで、反映します。	4.1.2. 申請勧奨通知 申請してはならない債権目録を指定して、その期間に申請義務がある申請者がいない場合に、申請勧奨通知（未申請勧奨通知）を一括で出力できること。また、再実行可能なこと。







3027	8.4.1. 宛名連携		法人の基本情報は宛名から引用留保、修正ができること、引用の際に修正も可能なこと。			宛名情報引用により属員の更新情報取得が完了。また、宛名情報との不一致も防げる。				O A: 仕様が反映	<p><b>【新機能詳細】</b> 法人基本情報：宛名管理システム連携して登録できること。法人基本情報に登録する際は登録を修正し、更新できること。</p> <p><b>【留意点】</b> 1. 宛名情報引用により、宛名管理システムと法人基本情報システム間で存在するケースが多いため、連携仕様を検討する上で以下ご留意ください。(現状では法人基本情報と宛名管理システムは異なる連携での連携です。異なる場合は、留意事項を併せて表示ください)</p> <p><b>【ご留意事項】</b> 1. 法人システムで新規登録した場合は宛名システムにも反映される、ではない。 2. 宛名システムで登録されている法人の宛名が、法人システムで登録されている場合は、宛名システムの情報も引用して登録できる。この場合、引用時に修正上の情報は宛名システムに反映すべき。(例、他社が変更前での宛名登録している場合、法人システムは最新、宛名システムは古いまま) 3. 法人システムの基本情報を修正した場合、宛名システムにも反映されるべき。(法人基本情報の更新とは別)、又は連携する必要はない。</p>	8	1	0	0	0	更新計	<p>宛名については、法人住居システムの新規情報優先される構成が原則ですが、宛名管理システムで先管理する旨がある場合、一部システム構成も必要との認識です。 また、システム間の共通の管理項目を明確にして、主役を検討することをご提案をさせていただきます。</p> <p><b>【留意点】</b> 宛名の共通的な管理項目の定めについて、「地域情報プラットフォーム」に準拠しました。 <b>【留意点】</b> 基本的な連携機能を定義しつつ、法人住居の更新情報を優先する機能は実現してもしなくても良いとしました。</p> <p><b>&lt;構成前ご留意&gt;</b> <b>法人住居システムと宛名管理システム間の宛名連携</b> ● 対応しない市・・・E市 ● 対応しない市・・・E市 <b>法人基本情報との連携</b> ● 宛名→法人のみ連携・・・E, J市 ● 宛名管理のみ・・・A市 <b>法人基本情報の宛名の宛名管理連携 (法人優先)</b> ● 宛名管理のみ・・・E, H, J, K市 ● 宛名管理のみ・・・E市 ● 宛名管理のみ・・・A市</p>	<p><b>法人基本情報</b> <b>&lt;宛名との連携&gt;</b> 宛名管理システムに連携して、法人基本情報を登録・修正できること。連携方法は、地域情報プラットフォームに準拠すること。宛名管理システムでの管理する場合は、この限りではない。</p> <p><b>&lt;実現してもしなくても良い&gt;</b> <b>【留意点】</b> 法人住居システムでの管理する場合は、この限りではない。</p>
4097	申請入力 (共通)		申請入力時に電子申請が完了の状態で申請。電子申請完了の後に法人電子申請を行わなかった場合にアラートが出るようにする。	平成30年度税制改正による対応。	法令に準拠した申請を行うための必須である。					O D: 反映しない	<p>要件No.3461の対応、反映しないです。</p>	2	4	0	0	0	反映	<p>※No.3461で確認します。</p>	